

大府市告示 第68号

大府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次により縦覧に供する。

なお、大府市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは令和8年6月24日までに市に意見書を提出することができる。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公告する。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画に対し異議があるときは、令和8年6月24日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年5月25日

大府市長 岡村秀人

1 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

自 令和8年 5月26日

至 令和8年 6月24日

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地

第 1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に基づき、本市の自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第13条の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第 2 変更の概要

1 農用地利用計画

(1) 農用地区域の編入

なし

(2) 農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
1	大府市北崎町福池66番2	農業外の土地利用を希望する申出があり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
2	大府市明成町四丁目66番の一部	
3	大府市半月町二丁目341番 他 1 筆	
4	大府市吉川町三丁目21番の一部 他 1 筆	
5	大府市吉川町三丁目21番の一部	
6	大府市一屋町五丁目7番	
7	大府市横根町子新田131番1	
8	大府市北崎町井田217番	

(3) 用途変更の区分

なし

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない。

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない。

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない。

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない。

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない。

7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない。

8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない。

様式第 6

農業振興地域整備計画の変更案に係る意見書

年 月 日

大府市長 殿

提出者 住 所

氏 名

連絡先

令和 8 年 5 月 25 日に公告された農業振興地域整備計画の変更案について下記の意見があります。

記

変更案の項目	意 見 の 内 容

[記載注意]

- 1 法人にあつては、大府市に所在する支店等（事務所、営業所を含む）の所在地、並びに商号等及び支店名等と支店等の代表者を記入してください。
- 2 提出された意見は要旨をとりまとめ、処理結果とあわせて公告します。
- 3 意見書の内容については公表することもあります。この場合、特定の個人が識別され得る情報、財産権等を害するおそれのある場合等については公表時に当該箇所を伏せる場合もあります。

注：意見書の様式は原則として提出者の自由であるが、意見を提出しようとする者が交付を希望した場合に本様式を使用する。

